

平成 17 年 6 月 8 日
 東京都告示第 846 号
 改正平成 21 年 10 月 7 日
 改正平成 25 年 3 月 29 日
 改正平成 26 年 3 月 25 日

別記様式

東京都マンション環境性能表示基準

1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。)第 23 条の 2 第 1 項の規定により、マンション環境性能表示の表示方法その他の事項に関する基準を定めることを目的とする。

2 マンション環境性能の評価基準

(1) マンション環境性能の評価は、条例第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定マンション建築主(以下「特定マンション建築主」という。)が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。)第 13 条の 2 第 2 項各号に掲げる措置ごとに、東京都建築物環境配慮指針(平成 21 年東京都告示第 1336 号)で定める評価基準(以下「建築物評価基準」という。)の段階に基づき、別表に掲げる基準により行う。

(2) 当該評価は星印(★★★)、(★★)、(★)、(★の表示なし)を用いて表すこととし、星印 3 つを上位とする。

(3) 評価基準は平成年度を基準年度とする。

3 マンション環境性能表示の様式

別記様式のとおりとする。

4 マンション環境性能表示の表示方法の基準

(1) マンション環境性能表示は、規則第 13 条の 3 第 1 項に規定する広告(以下「広告」という。)の見やすい場所に 1 箇所以上表示すること。

(2) マンション環境性能表示を構成する文字、記号及びイラストは、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

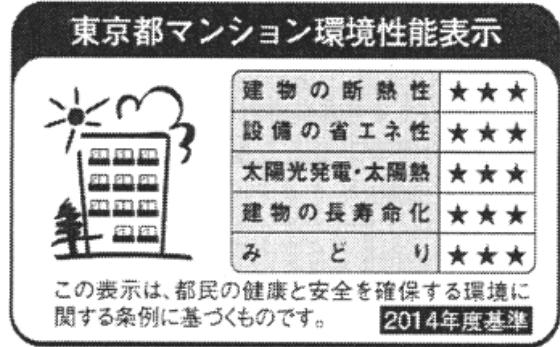
(3) 印刷上の制約等から規定された色を使用することができない場合は、規定された色の代わりに黒を使用してもよい。この場合、(2)に反しないものとする。

(4) 同一敷地内にある複数の特定マンションを同一広告に掲載する場合は、特定マンションごとにマンション環境性能表示を表示するものとし、特定マンションと当該マンション環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価の特定マンションが複数ある場合、同一評価の特定マンションについては一つのマンション環境性能表示によることができるものとする。

5 広告面積の算出基準等

(1) 規則第 13 条の 3 第 3 項に規定する広告の面積は、一つの広告に特定マンションの広告とその他の建築物の広告(以下「他の広告」という。)が掲載されている場合は、当該特定マンションの広告面積を基準とする。

(2) 特定マンションの広告と他の広告とが明確に区分されていない場合は、特定マンションの広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に一番近い文字、数字、記号、イラスト及び写真等の隣接側の端と端の中間の位置を広告の境界と判断して、面積を算出する。



備考

- 1 評価の段階を表す星印は、左から順に記載すること。
- 2 マンション環境性能表示の大きさは、縦 37mm 以上、横 60mm 以上とすること。
- 3 マンション環境性能表示の色は、次のとおりとする。

区 分	色(4色分解による色指定)
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草(C: 15%、Y: 20%)
その他の部分	黄緑(C: 65%、M: 5%、Y: 100%)

- 4 「2014 年度基準」とは、平成 26 年 4 月 1 日に改正された東京都マンション環境性能表示基準により評価したことをいう。

附 則(平成二六年告示第四一三三号)

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の平成十七年東京都告示第八百四十六号(東京都マンション環境性能表示基準)の規定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第七十五条第一項の規定による届出の際、平成二十六年国土交通省告示第百五十一号による改正後の評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)の適用を受ける特定マンション建築主(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二十三条の三第一項に規定する特定マンション建築主をいう。以下同じ。)について適用し、省エネ法第七十五条第一項の規定による届出の際、平成二十六年国土交通省告示第百五十一号による改正前の評価方法基準の適用を受ける特定マンション建築主については、なお従前の例による。